



個別避難計画について

山県市福祉課

避難行動要支援者名簿について

(安心いきいき台帳)

自宅で生活されている方が対象
(ロングショート・施設入所・長期入院は対象外)

避難行動要支援者の氏名、住所、緊急連絡先をあらかじめ登録する制度。
H25年の「災害対策基本法」改正により市町村に作成が義務付けられた。

【山県市の対象者】 A対象者数 8,067人 / B対象者数 2,079人
R5.8.2現在 A登録者数 5,057人 / B登録者数 1,322人

A安心いきいき台帳対象者

- ① 70歳以上高齢者
- ② 障がいのある方
- ③ 難病患者
- ④ 介護保険利用者
- ⑤ 支援を必要な方

B避難行動要支援者名簿対象者

- ① 75歳以上独居
- ② 身体障害者手帳 1級、2級
- ③ 療育手帳 A、A1、A2
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1級、2級
- ⑤ 難病患者
- ⑥ 介護保険 要介護3以上
- ⑦ 自ら避難することが困難な方

名簿の提供先

自治会（自主防災組織を含む）

民生委員・児童委員

地域包括支援センター

社会福祉協議会

消防機関

警察機関

- 名簿の更新は年1回
- 名簿の修正は年1回

不同意の方についても、災害発生時には、必要に応じて、避難支援関係者等に名簿情報を提供します。

個別避難計画について

近年多発している災害で多くの「高齢者」や「障がい者」の方々が犠牲になっていることを受けて、高齢者や障がい者等の自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」に対して避難の支援、安否の確認、その他生命又は身体を災害から保護するために必要なことを行うために作成する、一人一人の避難支援のための計画です。

誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなどあらかじめ記載したものを個別避難計画といいます。

令和3年5月の「災害対策基本法」の改正により、自力での避難が難しく、避難に支援が必要な方々の個別避難計画を作成することが、市町村の努力義務となりました。

個別避難計画の作成について

個別避難計画の作成については、市、福祉専門職（相談支援専門員・介護支援専門員）が連携する必要があります。

国の指針の中でも、個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者の状況をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要であるとされています。



山県市の個別避難計画の作成について

令和5年度より、福祉事業所等の協力のもと作成

【スケジュール予定】

対象者に同意の確認、同意書の記入（郵送）

身体障害者手帳1. 2級、療育手帳A、A1、A2、
精神障害者保健福祉手帳1. 2級、難病患者、要介護3以上の方

対象者へのアセスメント（訪問）



計画の作成 ※作成期限）R6. 3月上旬



今後のスケジュール

令和5.6年度	②身体障害者手帳 1級、2級 ③療育手帳 A、A1、A2 ④精神障害者保健福祉手帳 1級、2級 ⑤難病患者 ⑥介護保険 要介護3以上 について作成
令和6.7年度	①75歳以上独居 について作成
令和8年度～	新たに対象者になった方等の計画作成を進める

②～⑥ 694人

① 628人

事業所のながれ

- ①市と事業所と「個別避難計画作成委託契約」を締結
- ②事業所が対象者を訪問、個別避難計画を作成
- ③事業所が市に個別避難計画（原本）を提出
※事業所は（副本）を保管してください。
- ④事業所は、取りまとめて請求書を市に提出
- ⑤市より事業所へ委託料を支払う

【新規作成】 1件当たり 5,000円（消費税外税）

【更新作成】 1件当たり 1,000円（消費税外税）

個別避難計画の作成と運用のイメージ

